

資産税事務の集中化の実施について

名古屋国税局においては、税務署における資産税事務の一層の効率化の観点から、大規模な税務署（中心署）において、近隣の税務署（対象署）の資産税事務を一括して行う施策（資産税事務の集中化）を以下の税務署で実施しています。

資産税事務の集中化実施署	
【中心署】	【対象署】
多治見税務署	中津川税務署
熱海税務署	下田税務署
名古屋中税務署	名古屋東税務署
豊橋税務署	新城税務署
津税務署	上野税務署
伊勢税務署	松阪税務署、尾鷲税務署

（注）下線は、令和6年7月10日以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

- 調査事務について
 - ・ 対象署の調査事務は、中心署の資産税担当職員が行います。
- 個別照会について
 - ・ 対象署の管轄地域の納税者の方等との個別照会につきましては、中心署の資産税担当職員が対象署に出向いて対応します。あらかじめ中心署へ御連絡の上、相談の御予約をお願いします。
- 申告書等の提出先について
 - ・ 対象署の管轄地域の納税者の方に関する申告書等の提出先は、e-Tax（データ）によるものは従来通り対象署へ送信し、書面によるものは業務センターへ郵送願います。